



# 筑紫女学園大学リポジット

Financial structure of the government-owned corporate city Yahata( I )— 1896—1934年 —

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2022-03-07<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 時里, 奉明, TOKISATO, Noriaki<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1094">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1094</a>           |

# 官営企業都市八幡の財政構造（Ⅰ）

— 1896 - 1934年 —

時 里 奉 明

Financial structure of the government-owned corporate city Yahata ( I )

—1896 - 1934 —

Noriaki TOKISATO

## 【目次】

はじめに

・第一章 人口の構造

第一節 人口の推移

第二節 人口の構成

第三節 製鐵所と人口

・第二章 市制施行以前の財政構造—1895 - 1916年—

第一節 歳入・歳出の推移

第二節 歳入の構造 - 町税

第三節 歳出の構造 - 教育費（今号）

・第三章 市制施行以後の財政構造—1917 - 34年—

第一節 歳入・歳出の推移

第二節 歳入の構造 - 市税、国庫下渡金、市債

第三節 歳出の構造 - 教育費、衛生費、土木費、社会事業費（次号）

おわりに

## はじめに

本稿は、1896（明治29）年から1934（昭和9）年における八幡の財政構造とその特質を明らかにすることを目的とする。

官営製鐵所は1896年に発足し、翌年福岡県遠賀郡八幡村に設立された。そして1901年に操業を開始し、日本鉄鋼業の重要拠点になっていく。従業員は1901年に3000人弱であったが、10年代初頭に8000人、20年代初頭に2万5000人となり、さらに増え続けている。これにともない、八幡の人口は

急速に増加している。八幡は1900年に町制を施行し、17年に隣接町村の一部を合併して市制を敷いた。このあとも、八幡は市域を拡張しながら、人口を増やしていく。

その後、官営製鐵所は1934（昭和9）年に日本製鐵株式会社へ改組し、民営に変わっている。つまり、製鐵所の官営期は1896年から1934年までであった。この約40年間で、八幡は一寒村から一大都市へと変貌したのは、先に見た通りである。

本稿の課題は、八幡を「官営企業都市」と位置づけ、財政の特質を考察することにある<sup>1</sup>。この間、八幡の財政規模は拡大を続けているが、とくに1917年の市制施行以後、急激に膨張している。また第一次世界大戦後に社会事業を推進するなど、新たな展開をみせるようになった。このため、市制施行前後で時期を区分し、(Ⅰ) 1896年度から1916年度、(Ⅱ) 1917年度から34年度に大別する。紙幅の都合により、(Ⅰ)を本号、(Ⅱ)を次号で考察することにする（目次参照）。

日本の近代都市史研究の問題点として、東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の六大都市をもっぱら対象としてきたこと、都市史研究において行財政の分析は不十分であることが指摘されている<sup>2</sup>。つまり、地方都市における行財政研究は、ほとんど進んでいないといってよい。そのため、個々の地方都市を、その行財政を分析したうえで理解することは難しい状況であった。

こうした問題をもちながらも、横須賀・呉といった「軍港都市」について、その財政も含んだ都市史研究が進んでいる<sup>3</sup>。その結果、軍港都市は海軍の鎮守府と工場をかかえているので、構造的な財政問題という共通性をもつことが明らかになっている<sup>4</sup>。八幡の場合も、軍港都市と同じく、官営企業が立地しているため、構造的な財政問題をかかえていることが指摘されている。しかし、その考察はおもに構造的なあり方に注意が向けられているため、具体的な分析は進んでいない<sup>5</sup>。それゆえ、八幡の財政構造とその展開を具体的に検討することは、研究の空白を埋めるとともに、企業で成り立っている典型的な地方都市として、注目すべき事例研究になるだろう。

以上をふまえて、まず八幡の人口の推移と構成について検討する。その際、製鐵所の従業員や生産との関連に注意したい<sup>6</sup>。次に歳入・歳出の構造を、市制施行の前後に大別して考察する。そのうえで、八幡の財政構造とその特質を明らかにしたい。

## 第一章 人口の構造

### 第一節 人口の推移

八幡村は1889（明治22）年に枝光村・尾倉村・大蔵村の3ヵ村を合併して成立している。それから8年後の1897年、八幡村に製鐵所を設立することが決定した。この年の八幡村の人口は、1700人あまりであった。このあと、八幡の人口は急激に増加していく。

表1および図1は、1896年から1945（昭和20）年までの人口・製鐵所従業員・製鐵所鋼材生産量の推移を示している<sup>7</sup>。まず人口の推移を説明しておこう。八幡村は1900年に町制を施行している。この年、人口は6400人を数え、わずか4年で4倍になっている。そのあと、1904年に1万人を超え、15（大正4）年に5万人を上回り、17年に市制を施行している。1920年に10万人を突破したあと、人口はやや落ち着いたが、1920年代後半から再び増え始めている。人口20万人を上回ったのは、

表1 八幡の人口・八幡製鐵所の従業員数および鋼材生産量の変遷

(単位:人、トン)

| 西暦   | 人口      | 八幡製鐵所<br>従業員数 | 八幡製鐵所<br>鋼材生産量 | 事項                               |
|------|---------|---------------|----------------|----------------------------------|
| 1896 | 1,326   | 39            | —              |                                  |
| 1897 | 1,715   | 80            | —              | 製鐵所の設置、決定                        |
| 1898 | 3,388   | 148           | —              |                                  |
| 1899 | 6,320   | 443           | —              |                                  |
| 1900 | 6,460   | 756           | —              | 町制施行                             |
| 1901 | 6,652   | 2,787         | 3,455          | 製鐵所、操業開始                         |
| 1902 | 8,379   | 2,201         | 23,560         | 製鐵所、高炉操業休止                       |
| 1903 | 9,380   | 2,358         | 28,598         |                                  |
| 1904 | 11,712  | 4,314         | 41,329         | 製鐵所、高炉操業再開                       |
| 1905 | 14,939  | 9,940         | 45,900         |                                  |
| 1906 | 21,335  | 11,150        | 69,865         | 第一期拡張工事 (-09年)                   |
| 1907 | 27,955  | 11,806        | 88,059         |                                  |
| 1908 | 27,832  | 11,093        | 91,145         |                                  |
| 1909 | 28,247  | 8,901         | 103,193        |                                  |
| 1910 | 28,573  | 8,110         | 156,535        |                                  |
| 1911 | 29,671  | 8,801         | 176,564        | 第二期拡張工事 (-16年)                   |
| 1912 | 30,429  | 9,693         | 205,441        |                                  |
| 1913 | 45,630  | 11,810        | 218,662        |                                  |
| 1914 | 46,236  | 13,319        | 230,390        |                                  |
| 1915 | 53,365  | 15,956        | 264,899        |                                  |
| 1916 | 78,090  | 18,221        | 292,359        | 第三期拡張工事 (-29年)、板櫃村槻田の一部・黒崎町前田を合併 |
| 1917 | 84,682  | 19,683        | 341,294        | 市制施行                             |
| 1918 | 89,472  | 22,287        | 303,918        |                                  |
| 1919 | 96,430  | 24,191        | 290,539        |                                  |
| 1920 | 101,595 | 25,653        | 296,972        |                                  |
| 1921 | 112,470 | 23,935        | 351,422        |                                  |
| 1922 | 114,777 | 23,112        | 412,691        |                                  |
| 1923 | 115,958 | 24,660        | 462,313        |                                  |
| 1924 | 116,287 | 25,787        | 501,812        |                                  |
| 1925 | 118,435 | 24,702        | 646,005        | 板櫃村槻田の残部を合併                      |
| 1926 | 129,968 | 24,599        | 732,251        | 黒崎町合併                            |
| 1927 | 130,297 | 25,144        | 830,030        |                                  |
| 1928 | 137,431 | 27,167        | 937,153        |                                  |
| 1929 | 146,471 | 29,573        | 1,059,815      |                                  |
| 1930 | 168,796 | 27,828        | 889,756        |                                  |
| 1931 | 174,115 | 23,610        | 822,557        |                                  |
| 1932 | 176,748 | 25,044        | 1,009,908      | 第一次拡充計画 (-37年)                   |
| 1933 | 188,265 | 27,519        | 1,264,871      |                                  |
| 1934 | 200,598 | 29,636        | 1,434,995      |                                  |
| 1935 | 208,624 | 35,534        | 1,603,396      |                                  |
| 1936 | 218,272 | 35,703        | 1,725,170      | 第二次拡充計画 (-39年)、第三次拡充計画 (-41年)    |
| 1937 | 233,613 | 46,320        | 1,757,388      | 上津役村合併                           |
| 1938 | 244,560 | 48,051        | 1,946,623      |                                  |
| 1939 | 255,486 | 52,631        | 1,977,135      |                                  |
| 1940 | 262,264 | 52,300        | 1,927,165      |                                  |
| 1941 | 264,073 | 52,655        | 1,935,651      |                                  |
| 1942 | 274,307 | 55,299        | 2,029,094      |                                  |
| 1943 | 278,307 | 60,607        | 2,001,484      |                                  |
| 1944 | 252,662 | 67,103        | 1,324,155      | 折尾町合併                            |
| 1945 | 151,378 | 35,744        | 256,305        |                                  |

出典：『八幡市史』1936年、『八幡市史 続編』1959年、『福岡県統計書』、『八幡製鐵所五十年誌』1950年より作成。

注：八幡製鐵所の従業員は、職員、工員、職夫の合計である。職員は1896年に登場し、二瀬鉱業所の職員を含む。工員は1898年に登場し、職工のほか雇員、船員を含む。職夫は1905年に登場する。

1934年であった。1943年に人口は28万人となり、戦前期の最高を記録した。このように、製鐵所の設立が八幡に決まった1897年から50年ほどで、人口は165倍と急激に増大している。

この間、人口が前年より減少したのは、①1908年、②1944年、③1945年の3年にすぎない。①の原因として、製鐵所が日露戦争後に財政を緊縮し、従業員を削

減したことがあげられる。しかし、八幡町の人口減少は100人あまりで、前年を0.4%下回っただけであった。翌1909年に、人口は再び上昇に転じている。筆者は、人口減少の原因は従業員の削減ではなく、製鐵所官舎が板櫃村に1300戸あまり完成した影響によると考えている。製鐵所の従業員が板櫃村の官舎へ移動し、八幡町に多くの空家が生じていた<sup>8</sup>。これにより、八幡町の人口は一時的に減少したのであろう。②、③は太平洋戦争の終盤にあたっている。1944年から製鐵所と市街地はたびたび空襲をうけるようになり、本格的な疎開が始まっている。その結果、八幡市の人口は、1943年のピークからわずか2年で、45.7%も激減している。なお、1943年の人口を超えるのは、1955年まで待たなければならなかった<sup>9</sup>。

また八幡は周辺の町村を合併して、行政地域を拡大している。表2は、八幡の合併状況を表している。八幡は戦前に周辺の地域を、6回にわたり合併していた。各地域の合併時の人口を合算すると、4万人を超えており、それだけ八幡の人口が増大していることになる。とくに1916年は、板櫃村槻田の一部および黒崎町前田の合併により、八幡町の人口は1万人以上も増加していた。これは1915年の八幡町人口の19%に相当する<sup>10</sup>。

さて、八幡の人口増加は、全国でも注目すべき現象であった。水内俊雄は、戦前期の全国235都市を対象として、人口増加率を算出している。史料の性格の違いのため、1920年を境に、その前後の人口動向をそれぞれ分析している。この結果によると、八幡は1908年から13年、さらに13年から18年の各5年間に於いて、全国1位の人口伸び率（どちらも1.6倍）を記録している。しかし、第一次大戦後の1920年から25年の伸び率は、全国54位と大きく順位を落とした。

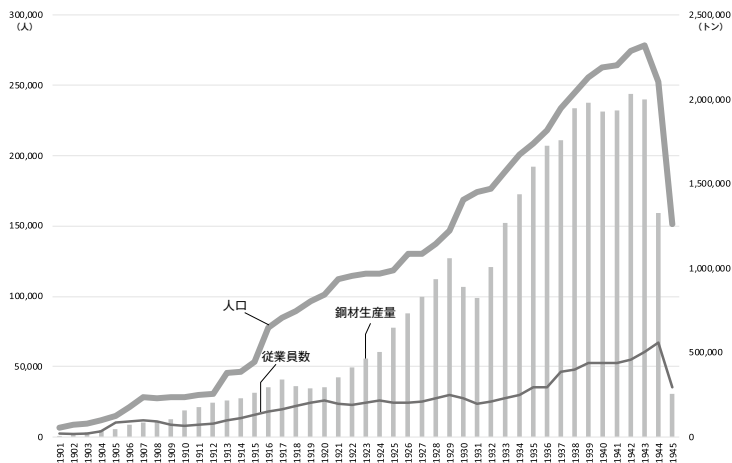


図1 八幡の人口・八幡製鐵所の従業員数および鋼材生産量の変遷  
表1より作成。

表2 八幡の合併状況

| 地域       | 合併年月     | 戸数     | 人数      | 調査年月     |
|----------|----------|--------|---------|----------|
| 板櫃村槻田の一部 | 1916年 4月 | 941戸   | 4,307人  | 1915年11月 |
| 黒崎町前田    | 1916年 7月 | 1,549戸 | 5,810人  | 1915年11月 |
| 板櫃町槻田の残部 | 1925年 4月 | 1,024戸 | 4,213人  | 1925年 4月 |
| 黒崎町      | 1926年11月 | 2,025戸 | 8,956人  | 1925年12月 |
| 上津役村     | 1937年 5月 | 711戸   | 3,982人  | 1936年12月 |
| 折尾町      | 1944年12月 | 2,536戸 | 12,796人 | 1940年12月 |

出典：『八幡市史 続編』1959年、『福岡県統計書』より作成。

注：戸数と人数は、調査年月による。

その後、再び人口増加が始まり、1925年から30年の伸び率は、全国11位となっている。

また全国の都市人口における順位も着実に上がった。1908年は全国80位であったが、1913年は40位、1918年は21位と急上昇している。そして1920年に16位となったあと、10位台に定着している<sup>11</sup>。1940年の人口26万人は、全国11位であった<sup>12</sup>。このように、戦前の八幡は日本でも有数の人口をもつ都市に変貌していったのである。

## 第二節 人口の構成

表3は、八幡市の自市出生者の割合を、福岡県の全市と比較している。まず、福岡県は全国と比べると、男女とも自市町村出生者の割合は低くなっている。これは1920（大正9）年および1930（昭和5）年の両年ともそうである。続いて福岡県7市をみてみると、門司、若松、八幡、大牟田の新興都市は福岡、久留米、小倉の旧城下町より、両年とも自市出生者の割合は低くなっている。

次に、1920年の各都市を男女別にみてみよう。男子を比較すると、八幡は唯一10%台を示しており、きわめて低くなっている。八幡は女子もひとり20%台で最下位になっていた。1920年の時点で、八幡の住民は他地域からの流入者で構成されている割合が非常に高かった。

しかし、1930年になると、新興都市は自市出生者の割合を上昇させているのに対し、旧城下町の都市はその割合を低下させているのがわかる。八幡の場合、自市出生者の割合は、男子28.8%、女子31.6%と10%以上の伸びをみせていた。福岡県7市のなかで、大牟田も同様な傾向がみられるが、八幡ほど急ではない。とくに八幡の男子は、この10年間で1.7倍を記録し、急激に上昇していた。このように、1930年の八幡は依然として流入者は多いが、その動きと並行して流入者が自市外に出ることなく、定着を始めていると推定することができるだろう。

1916年の統計史料は、他の年より豊富である<sup>13</sup>。これにもとづき、人口と戸数の実態について説明する。1916年（7月1日現在）の現住人口は6万9876人であり、本籍人口は1万9505人（27.9%）、寄留人口は5万371人（72.1%）であった<sup>14</sup>。現住人口の70%を超える人々が寄留人口であり、流入人口の割合の高さを示している。

また1916年（8月1日現在）の戸数は1万4785戸、そのうち官舎は1593戸（10.8%）、家屋所有者は3373戸（22.8%）であった。官舎と家屋所有者の戸数を合わせると4966戸になる。ゆえに、1万4785戸から4966戸を引いた9819戸（66.4%）の大半は、貸家の戸数と推定することができる<sup>15</sup>。貸家は1906年の3166戸から1916年（7月1日現在）の8893戸となり、この10年間で約3倍になっていた<sup>16</sup>。

なお、1916年（8月1日現在）の戸別割納付額5912円を官舎戸数1593戸で割ると、1戸当たり3.7

表3 福岡県7市における自市出生者の割合

(単位: %)

| 西暦    | 男女別 | 福岡市  | 久留米市 | 門司市  | 小倉市  | 若松市  | 八幡市  | 大牟田市 | 福岡県  | 全国   |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1920年 | 男子  | 46.9 | 55.2 | 21.9 | 30.9 | 21.7 | 16.7 | 26.2 | 51.8 | 67.1 |
|       | 女子  | 51.2 | 48.7 | 26.7 | 36.2 | 25.0 | 20.7 | 28.1 | 47.7 | 59.9 |
| 1930年 | 男子  | 44.3 | 47.2 | 32.9 | 36.7 | 30.1 | 28.8 | 38.3 | 53.9 | 65.5 |
|       | 女子  | 45.5 | 46.7 | 34.9 | 38.3 | 31.6 | 31.6 | 39.9 | 49.2 | 58.6 |

出典：『国勢調査報告』1920年、1930年より作成。

注：1920年10月1日時点の福岡県全7市を対象とした。福岡県と全国の数値は、自市町村出生者の割合となる。

表4 八幡の職業別人口の変遷

(単位:人、%)

| 職業 | 1906年          | 職業     | 1920年           | 1934年           |
|----|----------------|--------|-----------------|-----------------|
| 農業 | 978 ( 3.7)     | 農業     | 1,726 ( 1.7)    | 4,525 ( 2.3)    |
| 漁業 | 1 ( 0.0)       | 水産業    | 55 ( 0.1)       | 303 ( 0.2)      |
| 工業 | 9 ( 0.0)       | 鉱業     | 1,637 ( 1.6)    | 141 ( 0.1)      |
| 商業 | 6,176 ( 23.4)  | 工業     | 64,225 ( 64.1)  | 78,331 ( 39.0)  |
| 塩業 | 0 ( 0.0)       | 商業     | 17,728 ( 17.7)  | 65,111 ( 32.5)  |
| 娯業 | 28 ( 0.1)      | 交通業    | 5,084 ( 5.1)    | 9,481 ( 4.7)    |
| 雑業 | 19,164 ( 72.7) | 公務・自由業 | 3,268 ( 3.3)    | 16,161 ( 8.1)   |
| 計  | 26,360 (100.0) | 家事使用人  | 10 ( 0.0)       | 3,348 ( 1.7)    |
|    |                | その他    | 3,469 ( 3.5)    | 16,828 ( 8.4)   |
|    |                | 無職     | 3,033 ( 3.0)    | 6,369 ( 3.2)    |
|    |                | 計      | 100,235 (100.0) | 200,598 (100.0) |

出典：1906年は『八幡町是』1913年、1920年は『国勢調査報告』、1934年は『八幡市勢概要』1935年より作成。

注：1906年の人数は、専業・兼業の合計を表す。

円となる。一方、家屋税納付額6万1334円を官舎以外の戸数1万3193戸で割ると、1戸当たり4.6円を示す<sup>17</sup>。これによると、官舎居住者、すなわち製鐵所従業員の家屋に関する納税額は相対的に低かったと思われる。

職業別人口の変遷をみておきたい。表4は、1906（明治39）年、1920年、1934年と14年ごとの職業別の人口と割合を表している。1906年は雑業人口が総人口の72.7%を占め、次に商業人口が23.4%を示し、両者を合わせると96%を超えている。一方、農業人口と漁業人口を合わせても4%に満たない。農業と漁業を中心とする一寒村は、10年も経ずに、雑業者と商業者の都市になっていた。また雑業者のほとんどは、製鐵所従業員とその家族であったと考えられる。1906年の従業員数は1万1000人で、雑業者数の60%近くを占めていた。これに家族を加えると、その大半は製鐵所関係者であったと推定される。この当時、八幡町の人口は製鐵所の従業員を中心に構成されていた。

1920年以降は、職業分類が変化している。従来の統計で、「雑業」に分類されていた労働者は、「工業」に含まれている。1920年と34年の両統計とも、工業人口が最も多く、次に商業人口が続き、両者で70-80%を占めている。一方、それ以外の人口は、10%にも満たない。その点、基本的な人口構成は、変化してはいない。ただし、工業人口は1920年から34年にかけて、64%から39%へと大きく低下したのに対し、商業人口は18%から33%へ上昇している。この間、工業人口は1.2倍と伸び悩んだが、商業人口は3.7倍と躍進している。ほかにも、「公務・自由業」、「その他」の人口増加も著しい<sup>18</sup>。つまり、1920年代から30年代前半までの人口増加は、商業者を中心とした人々によるといってよいだろう。

### 第三節 製鐵所と人口

製鐵所従業員の動向について説明する（表1）。操業を開始した1901（明治34）年の従業員は3000人弱であった。製鐵所は1904年の日露戦争をきっかけに生産が軌道に乗り、これにともない従業員も増え、1906年に1万人を突破している。第一次大戦が勃発すると、従業員は急増し、1918（大正7）年には2万人を超えた。第一次大戦後になると、相次ぐ恐慌や軍縮の影響を受けている。また製鐵所は1920年に生産性の向上を方針とし、合理化を進めていた<sup>19</sup>。そうした状況において、従

業員は1920年代から30年代前半まで2万人台で停滞している。従業員が3万人を超えたのは1935（昭和10）年であった。日本製鐵株式会社に改組して2年目である。日中戦争が始まった1937年は、前年より1万人以上増加して4万人を大きく超え、その後も増え続けた。そうして、太平洋戦争中の1944年に、6万7000人と戦前期の最高を記録している。

このように、戦前期を通してみると、従業員は総じて増大しているが、減少する時期もたびたびあった。従業員が前年より減少しているのは、①1902年、②1908-10年、③1921-22年、④1925-26年、⑤1930-31年、⑥1940年、⑦1945年の7度である。①はこの年に高炉作業を休止したため、職工を解雇している。②は日露戦争、そして第一次拡張工事により大量にかかえこんだ労働者を削減している。③は1921年に開催されたワシントン会議の影響であろう。ワシントン海軍軍縮条約の締結は1922年である。④は製鐵所が生産過程の合理化を最も進めていたころであった<sup>20</sup>。⑤は昭和恐慌の影響である。製鐵所の生産も大きく減じている。なお、従業員および生産の減少がともに一致するのは、この時期だけであった。⑥の減少は300人程度であり、⑦は終戦前後の生産激減による。

八幡の人口は、基本的に製鐵所従業員の増加にともない、膨張してきたように思われる。ところが、製鐵所の従業員はたびたび減少しているにもかかわらず、八幡の人口は直接影響されることなく、ほぼ一貫して増え続けている。とくに従業員数の減少が、八幡の人口にそれほど反映していないのはどういうことだろうか。おそらく、従業員、なかでも労働者は失業しても八幡にとどまり、新たな職を探し、状況次第でまた労働者として働くという状態だったのではないだろうか。住民は八幡に滞在していれば仕事はあるので、生活を営むことはできたと思われる。そのうえ、商売などを目的として、八幡にやってくる人が、常に多いということだろう。

製鐵所の生産状況もみておきたい。戦前期の鋼材生産量の最高は、1942年の203万トンであった。1901年の3455トンと比較すると、587倍になっている。鋼材生産量が前年より減産したのは3度あった。まず1918-19年の減産は、民間鉄鋼企業への圧迫を回避するため、政策的に実施している。しかし、従業員は減少していない<sup>21</sup>。次の1930-31年は、昭和恐慌に直面し、初めて本格的な減産を

表5 官営八幡製鐵所の拡張工事計画の概要

| 工期  | 計画年        | 工事費     | 工事期間          | 鋼材年産目標 |
|-----|------------|---------|---------------|--------|
| 第一期 | 1906年第22議会 | 1,088万円 | 1906-09年度・4ヵ年 | 18万トン  |
| 第二期 | 1911年第27議会 | 1,238万円 | 1911-15年度・5ヵ年 | 30万トン  |
| 第三期 | 1916年第37議会 | 3,451万円 | 1916-21年度・6ヵ年 | 65万トン  |

出典：製鐵所総務部編『製鐵所起業二十五年記念誌』1925年、6-7頁、『八幡製鐵所八十年誌 総合史』1980年、55頁より作成。

注：第二期は、1ヵ年延長して1916年に完成した（工事費1,615万円）。第三期は、計画を大幅に遅れ1929年に完成した（工事費7,193万円）。

表6 日本製鐵株式会社八幡製鐵所の拡充計画の概要

| 実行計画名   | 計画年月    | 実施期間                     | 費用      | 製銑年産能力 | 製鋼年産能力 |
|---------|---------|--------------------------|---------|--------|--------|
| 第一次拡充計画 | 1934年7月 | 1932年3月-37年12月（官営継統分を含む） | 4,108万円 | 173万トン | 218万トン |
| 第二次拡充計画 | 1936年5月 | 1936年7月-39年9月            | 2,337万円 | 210万トン | 233万トン |
| 第三次拡充計画 | 1936年5月 | 1936年11月-41年10月          | 2,764万円 | 210万トン | 242万トン |

出典：『八幡製鐵所八十年誌 総合史』1980年、111-125頁より作成。



行っている。最後に、鋼材生産量は1942年をピークに、終戦の45年まで激減している。製鐵所の生産は、原材料の途絶、空襲の被害などにより、ままならなかった。以上の通り、これらの減産は操業開始から45年のなかでも、例外的な事態といってよい。製鐵所は一貫して増産を続け、しかも急であった。

製鐵所の増産計画を示したのが、表5および表6である。1930年以降の数年をのぞき、1906年から41年まで増産計画が策定されている。1901年から05年も例外ではない。そもそも、製鐵所は鉄の自給を目的に設立され、生産目標を設定して操業を開始している。また日露戦争中は追加予算が投入され、増大する鉄鋼需要に対応していた<sup>22</sup>。日本の鉄鋼需要は、その後も増大を続け、製鐵所もそれに対応すべく生産目標を設定し、増産計画は作成された。これにともない、製鐵所は従業員を増やし続けた。このことが、八幡の人口を押し上げる根本的な要因になっているといえるだろう。

## 第二章 市制施行以前の財政構造—1895-1916年—

表7は1895（明治28）年から34（昭和9）年における八幡の歳入・歳出の変遷を示している。この表によると、八幡の財政規模は、一時的な減少もみられるが、拡大を続けている。とりわけ、1917（大正6）年の市制施行後に、財政規模は急速に膨張し、新たな事業も展開している。そこで、この市制施行前後で区分し、1895年度から1916年度までを本号で考察する。1917年度から1934年度までは、次号で検討したい。

### 第一節 歳入・歳出の推移

表8は1895（明治28）年から1916（大正5）年における歳入・歳出の内訳と推移を表している。八幡村は1900年に町制を施行し、財政規模は一気に拡大した。そのあと、日露戦争の前後で財政構造は変化している。以上により、歳入・歳出の構造を、①1895-99年度、②1900-05年度、③1906-16年度の3期に分けて分析する。

#### ①1895-99年度

各年度の歳入の90%前後は、村税である。1889年に八幡

表7 八幡(村・町・市)の歳入・歳出  
(単位:円)

| 年度   | 歳入        | 歳出        |
|------|-----------|-----------|
| 1895 | 3,100     | 3,100     |
| 1896 | 3,698     | 3,698     |
| 1897 | 5,087     | 4,937     |
| 1898 | 6,406     | 5,864     |
| 1899 | 8,164     | 7,592     |
| 1900 | 33,998    | 32,004    |
| 1901 | 35,888    | 33,511    |
| 1902 | 49,534    | 44,995    |
| 1903 | 51,013    | 48,307    |
| 1904 | 80,915    | 75,373    |
| 1905 | 45,045    | 35,617    |
| 1906 | 127,224   | 102,763   |
| 1907 | 76,269    | 59,154    |
| 1908 | 98,383    | 93,664    |
| 1909 | 66,611    | 55,324    |
| 1910 | 95,177    | 59,655    |
| 1911 | 100,605   | 99,094    |
| 1912 | 120,140   | 101,095   |
| 1913 | 101,256   | 98,278    |
| 1914 | 101,256   | 95,746    |
| 1915 | 139,060   | 131,560   |
| 1916 | 239,442   | 199,453   |
| 1917 | 301,068   | 352,615   |
| 1918 | 553,158   | 365,034   |
| 1919 | 899,759   | 769,869   |
| 1920 | 1,151,440 | 962,107   |
| 1921 | 1,195,524 | 1,067,556 |
| 1922 | 1,256,140 | 1,031,070 |
| 1923 | 1,369,713 | 1,167,794 |
| 1924 | 1,315,580 | 1,057,640 |
| 1925 | 1,292,607 | 957,314   |
| 1926 | 1,484,228 | 1,106,696 |
| 1927 | 1,590,361 | 1,214,735 |
| 1928 | 2,127,545 | 1,637,351 |
| 1929 | 2,157,949 | 1,698,078 |
| 1930 | 2,466,618 | 2,165,517 |
| 1931 | 2,854,359 | 2,041,971 |
| 1932 | 2,699,175 | 1,937,265 |
| 1933 | 3,222,052 | 2,707,101 |
| 1934 | 3,014,683 | 2,368,274 |

出典：『八幡市史』1936年、271-275頁、279-286頁より作成。

注：1930年度の歳入、1931年度以降の歳出の合計はない。そこで、筆者が項目を合計し、円未満を切り捨てた。

表8 八幡(村・町)の歳入・歳出

|    | 項目      | 1895(M28)   | 1896(M29)   | 1897(M30)   | 1898(M31)   | 1899(M32)   | 1900(M33)    | 1901(M34)    | 1902(M35)    |
|----|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 歳入 | 計       | 3,100       | 3,698       | 5,087       | 6,406       | 8,164       | 33,998       | 35,888       | 49,534       |
|    | 財産収入    | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 使用料・手数料 | —           | —           | —           | —           | 50( 0.6)    | 203( 0.6)    | 182( 0.5)    | 273( 0.6)    |
|    | 国庫交付金   | 8( 0.3)     | 2( 0.1)     | 3( 0.1)     | —           | 20( 0.2)    | 59( 0.2)     | 107( 0.3)    | 48( 0.1)     |
|    | 県税交付金   | 10( 0.3)    | 11( 0.3)    | 26( 0.5)    | —           | 98( 1.2)    | 174( 0.5)    | 205( 0.6)    | 187( 0.4)    |
|    | 雑収入     | 63( 2.0)    | 152( 4.1)   | 90( 1.8)    | 143( 2.2)   | 370( 4.5)   | 973( 2.9)    | 617( 1.7)    | 925( 1.9)    |
|    | 村町税     | 2,817(90.9) | 3,197(86.5) | 4,349(85.5) | 5,335(83.3) | 7,618(93.3) | 14,019(41.2) | 17,482(48.7) | 22,871(46.2) |
|    | 県補助金    | —           | —           | 20( 0.4)    | —           | —           | 83( 0.2)     | 430( 1.2)    | 1,220( 2.5)  |
|    | 寄付金     | —           | 60( 1.6)    | 80( 1.6)    | —           | —           | 10( 0.0)     | 10( 0.0)     | 1,583( 3.2)  |
|    | 繰越金     | —           | —           | —           | —           | —           | 571( 1.7)    | 1,994( 5.6)  | 2,377( 4.8)  |
|    | 村町債     | 130( 4.2)   | 248( 6.7)   | 489( 9.6)   | 900(17.7)   | —           | 17,900(52.7) | 14,855(41.4) | 20,050(40.5) |
|    | 財産売払代   | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 繰入金     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | その他     | 72( 2.3)    | 28( 0.8)    | 30( 0.6)    | 28( 0.4)    | 8( 0.1)     | 6( 0.0)      | 6( 0.0)      | —            |
| 歳出 | 計       | 3,100       | 3,698       | 4,937       | 5,864       | 7,592       | 32,004       | 33,511       | 44,955       |
|    | 神社費     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 会議費     | 26( 0.8)    | 36( 1.0)    | 78( 1.6)    | 41( 0.7)    | 89( 1.2)    | 181( 0.6)    | 201( 0.6)    | 350( 0.8)    |
|    | 役所費     | 1,146(37.0) | 1,251(33.8) | 1,741(35.3) | 2,262(38.6) | 3,555(46.8) | 4,639(14.5)  | 5,313(15.9)  | 6,719(14.9)  |
|    | 土木費     | 56( 1.8)    | 293( 7.5)   | 88( 1.8)    | 47( 0.8)    | 20( 0.3)    | 989( 3.1)    | 4,272(12.7)  | 1,001( 2.2)  |
|    | 教育費     | 469(15.1)   | 565(15.3)   | 841(17.0)   | 1,079(18.4) | 1,700(22.4) | 15,113(47.2) | 14,963(44.7) | 9,507(21.1)  |
|    | 衛生費     | 352(11.4)   | 164( 4.4)   | 267( 5.4)   | 669(11.4)   | 428( 5.6)   | 1,268( 4.0)  | 1,088( 3.2)  | 5,214(11.6)  |
|    | 勸業費     | 1( 0.0)     | 111( 3.0)   | 20( 0.4)    | 15( 0.3)    | 32( 0.4)    | 46( 0.1)     | 83( 0.2)     | 101( 0.2)    |
|    | 警備費     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 財産費     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 諸税・負担   | 795(25.6)   | 744(20.1)   | 1,145(23.2) | 637(10.9)   | 1,408(18.5) | 5,081(15.9)  | 2,792( 8.3)  | 4,951(11.0)  |
|    | 雑支出     | 181( 5.8)   | 181( 4.9)   | 237( 4.8)   | 280( 4.8)   | 316( 4.2)   | 884( 2.8)    | 967( 2.9)    | 588( 1.3)    |
|    | 市区改良費   | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 公債費     | —           | 130( 3.5)   | 248( 5.0)   | 339( 5.8)   | —           | 1,718( 5.4)  | 3,819(11.4)  | 16,408(36.5) |
|    | 寄付金     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 補助金     | —           | —           | —           | —           | 14( 0.2)    | —            | —            | 124( 0.3)    |
|    | 特別会計補足費 | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 救助費     | 1( 0.0)     | —           | 12( 0.2)    | 10( 0.2)    | 30( 0.4)    | 138( 0.4)    | 13( 0.0)     | 32( 0.1)     |
|    | 水道費     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 基本財産造成費 | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | 積立金     | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |
|    | その他     | 73( 2.4)    | 223( 6.0)   | 260( 5.3)   | 485( 8.3)   | —           | 1,947( 6.1)  | —            | —            |
|    | 繰入金戻入   | —           | —           | —           | —           | —           | —            | —            | —            |

出典：『八幡市史』1936年、271-275頁より作成。

注：単位は円。各項目の（ ）は、当該年度における歳入、歳出の割合（％）を示す。

|    | 項目      | 1903(M36)    | 1904(M37)    | 1905(M38)    | 1906(M39)    | 1907(M40)    | 1908(M41)    | 1909(M42)    |
|----|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 歳入 | 計       | 51,013       | 80,915       | 45,045       | 127,224      | 76,269       | 98,383       | 66,611       |
|    | 財産収入    | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 使用料・手数料 | 829( 1.6)    | 879( 1.1)    | 449( 1.0)    | 811( 0.6)    | 833( 1.1)    | 1,064( 1.1)  | 1,005( 1.5)  |
|    | 国庫交付金   | 83( 0.2)     | 73( 0.1)     | 218( 0.5)    | 417( 0.3)    | 462( 0.6)    | 754( 0.8)    | 1,009( 1.5)  |
|    | 県税交付金   | 132( 0.3)    | 65( 0.1)     | 250( 0.6)    | 451( 0.4)    | 843( 1.1)    | 921( 0.9)    | 1,167( 1.8)  |
|    | 雑収入     | 1,760( 3.5)  | 3,303( 4.1)  | 7,823(17.4)  | 49,660(39.0) | 16,145(21.2) | 18,429(18.7) | 9,176(13.8)  |
|    | 村町税     | 27,999(54.9) | 30,657(37.9) | 28,540(63.4) | 26,827(21.1) | 46,799(61.4) | 42,724(43.4) | 50,866(76.4) |
|    | 県補助金    | 970( 1.9)    | 75( 0.1)     | 308( 0.7)    | 551( 0.4)    | 669( 0.9)    | 1,438( 1.5)  | 425( 0.6)    |
|    | 寄付金     | 822( 1.6)    | 793( 1.0)    | 1,365( 3.0)  | 2,286( 1.8)  | 2,445( 3.2)  | 11,518(11.7) | 357( 0.5)    |
|    | 繰越金     | 4,539( 8.9)  | 2,705( 3.3)  | 5,541(12.3)  | 9,428( 7.4)  | 8,073(10.6)  | 13,896(14.1) | 593( 0.9)    |
|    | 村町債     | 11,500(22.5) | 42,000(51.9) | —            | 6,200( 4.9)  | —            | 6,800( 6.9)  | 2,000( 3.0)  |
|    | 財産売払代   | 2,371( 2.4)  | 195( 0.2)    | 476( 1.1)    | 20,593(16.2) | —            | 19( 0.0)     | —            |
|    | 繰入金     | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | その他     | 8( 0.0)      | 170( 0.2)    | 75( 0.2)     | —            | —            | 820( 0.8)    | 13( 0.0)     |
| 歳出 | 計       | 48,307       | 75,373       | 35,617       | 102,763      | 59,154       | 93,664       | 55,324       |
|    | 神社費     | —            | —            | —            | —            | 10( 0.0)     | 10( 0.0)     | 10( 0.0)     |
|    | 会議費     | 83( 0.2)     | 53( 0.1)     | 118( 0.3)    | 179( 0.2)    | 312( 0.5)    | 317( 0.3)    | 232( 0.4)    |
|    | 役所費     | 13,780(28.5) | 7,169( 9.5)  | 8,690(24.4)  | 13,381(13.0) | 14,687(24.8) | 13,075(14.0) | 13,276(24.0) |
|    | 土木費     | 4,890(10.1)  | 2,167( 2.9)  | 803( 2.3)    | 1,287( 1.3)  | 1,357( 2.3)  | 6,954( 7.4)  | 3,155( 5.7)  |
|    | 教育費     | 3,525( 7.3)  | 3,466( 4.6)  | 5,034(14.1)  | 19,275(18.8) | 22,018(37.2) | 35,119(37.5) | 23,189(41.9) |
|    | 衛生費     | 641( 1.3)    | 1,218( 1.6)  | 3,195( 9.0)  | 4,121( 4.0)  | 6,827(11.5)  | 5,421( 5.8)  | 4,657( 8.4)  |
|    | 勸業費     | 24( 0.0)     | 138( 0.2)    | 179( 0.5)    | 171( 0.2)    | 157( 0.3)    | 156( 0.2)    | 456( 0.8)    |
|    | 警備費     | 980( 2.0)    | 1,060( 1.4)  | 317( 0.9)    | 261( 0.3)    | 1,489( 2.5)  | 782( 0.8)    | 449( 0.8)    |
|    | 財産費     | 1,541( 3.2)  | 171( 0.2)    | —            | 2,267( 2.2)  | 292( 0.5)    | 1,573( 1.7)  | 130( 0.2)    |
|    | 諸税・負担   | 4,523( 9.4)  | 3,221( 4.3)  | 3,982(11.2)  | 3,613( 3.5)  | 1,165( 2.0)  | 1,879( 2.0)  | 2,956( 5.3)  |
|    | 雑支出     | 718( 1.5)    | 892( 1.2)    | 2,369( 6.7)  | 30,040(29.2) | 4,370( 7.4)  | 22,132(23.6) | 2,404( 4.3)  |
|    | 市区改良費   | —            | —            | —            | 563( 0.5)    | 2,145( 3.6)  | 1,381( 1.5)  | 1,392( 2.5)  |
|    | 公債費     | 17,603(36.4) | 55,813(74.0) | 10,925(30.7) | 27,595(26.9) | 4,321( 7.3)  | 2,405( 2.6)  | 2,518( 4.6)  |
|    | 寄付金     | —            | —            | —            | —            | —            | 1,460( 1.6)  | —            |
|    | 補助金     | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 特別会計補足費 | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 救助費     | —            | 5( 0.0)      | 5( 0.0)      | 10( 0.0)     | 4( 0.0)      | —            | —            |
|    | 水道費     | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 基本財産造成費 | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 積立金     | —            | —            | —            | —            | —            | △1,000( 1.0) | △500( 0.9)   |
|    | その他     | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |
|    | 繰入金戻入   | —            | —            | —            | —            | —            | —            | —            |

|    | 項目      | 1910(M43)     | 1911(M44)     | 1912(T 1)     | 1913(T 2)     | 1914(T 3)     | 1915(T 4)     | 1916(T 5)     |
|----|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳入 | 計       | 95,177        | 100,605       | 120,140       | 101,256       | 101,256       | 139,060       | 239,442       |
|    | 財産収入    | —             | 53( 0.1)      | 469( 0.4)     | 185( 0.2)     | 210( 0.2)     | 264( 0.2)     | 752( 0.3)     |
|    | 使用料・手数料 | 1,565( 1.6)   | 1,943( 1.9)   | 1,966( 1.6)   | 9,070( 9.0)   | 9,951( 9.8)   | 11,702( 8.4)  | 15,540( 6.5)  |
|    | 国庫交付金   | 982( 1.0)     | 971( 1.0)     | 1,098( 0.9)   | 1,067( 1.1)   | 1,168( 1.2)   | 1,209( 0.9)   | 1,311( 0.5)   |
|    | 県税交付金   | 1,360( 1.4)   | 1,352( 1.3)   | 1,466( 1.2)   | 1,466( 1.4)   | 1,524( 1.5)   | 1,758( 1.3)   | 13,085( 5.5)  |
|    | 雑収入     | 6,673( 7.0)   | 9,038( 9.0)   | 7,828( 6.5)   | 4,563( 4.5)   | 5,813( 5.7)   | 10,694( 7.7)  | 20,384( 8.5)  |
|    | 村町税     | 52,643(55.3)  | 59,138(58.8)  | 65,551(54.6)  | 64,761(64.0)  | 71,892(71.0)  | 84,505(60.8)  | 109,059(45.5) |
|    | 県補助金    | 149( 0.2)     | 309( 0.3)     | 262( 0.2)     | 1,207( 1.2)   | 1,025( 1.0)   | 620( 0.4)     | —             |
|    | 寄付金     | 5,000( 5.3)   | 1,459( 1.5)   | 19,306(16.1)  | 3,206( 3.2)   | 2,281( 2.3)   | 12,526( 9.0)  | 3,897( 1.6)   |
|    | 繰越金     | 6,795( 7.1)   | 15,521(15.4)  | 1,511( 1.3)   | 19,044(18.8)  | 7,275( 7.2)   | 5,510( 4.0)   | 7,499( 3.1)   |
|    | 村町債     | —             | 8,000( 8.0)   | 13,000(10.8)  | 860( 0.8)     | —             | —             | 18,000( 7.5)  |
|    | 財産売払代   | 2,800( 2.9)   | —             | 4,076( 3.4)   | —             | —             | —             | 7,727( 3.2)   |
|    | 繰入金     | —             | —             | 3,500( 2.9)   | —             | —             | —             | 11,373( 4.7)  |
|    | その他     | 3,210( 3.4)   | 36( 0.0)      | 107( 0.1)     | 121( 0.1)     | 117( 0.1)     | 10,272( 7.4)  | 30,815(12.9)  |
| 歳出 | 計       | 59,655        | 99,094        | 101,095       | 98,278        | 95,746        | 131,560       | 199,453       |
|    | 神社費     | 10( 0.0)      | 14( 0.0)      | 14( 0.0)      | 14( 0.0)      | 34( 0.0)      | 33( 0.0)      | 45( 0.0)      |
|    | 会議費     | 513( 0.9)     | 408( 0.4)     | 570( 0.6)     | 482( 0.5)     | 470( 0.5)     | 496( 0.4)     | 342( 0.2)     |
|    | 役所費     | 17,463(29.3)  | 37,031(37.4)  | 15,773(15.6)  | 18,317(18.6)  | 21,636(22.6)  | 21,886(16.6)  | 28,002(14.0)  |
|    | 土木費     | 3,691( 6.2)   | 3,551( 3.6)   | 3,830( 3.8)   | 10,472(10.7)  | 8,422( 8.8)   | 10,178( 7.7)  | 17,961( 9.0)  |
|    | 教育費     | 23,230(38.9)  | 36,729(37.1)  | 56,033(55.4)  | 40,789(41.5)  | 37,904(39.6)  | 55,096(41.9)  | 109,072(54.7) |
|    | 衛生費     | 5,110( 8.6)   | 5,349( 5.4)   | 7,742( 7.7)   | 3,461( 3.5)   | 4,005( 4.2)   | 5,526( 4.2)   | 9,335( 4.7)   |
|    | 勤業費     | 295( 0.5)     | 314( 0.3)     | 91( 0.0)      | 1,344( 1.4)   | 152( 0.2)     | 113( 0.1)     | 123( 0.1)     |
|    | 警備費     | 557( 0.9)     | 2,159( 2.2)   | 1,119( 1.1)   | 1,761( 1.8)   | 981( 1.0)     | 1,493( 1.1)   | 1,704( 0.9)   |
|    | 財産費     | 1,253( 2.1)   | 74( 0.1)      | 439( 0.4)     | 443( 0.5)     | 677( 0.7)     | 2,365( 1.8)   | 7,399( 3.7)   |
|    | 諸税・負担   | 3,609( 6.0)   | 4,477( 4.5)   | 4,428( 4.3)   | 4,852( 4.9)   | 5,517( 5.8)   | 6,255( 4.8)   | 6,692( 3.4)   |
|    | 雑支出     | 12,827(21.5)  | 1,728( 1.7)   | 695( 0.7)     | 2,232( 2.3)   | 2,621( 2.7)   | 6,148( 4.7)   | 12,038( 6.0)  |
|    | 市区改良費   | 1,239( 2.1)   | —             | —             | —             | —             | —             | —             |
|    | 公債費     | 1,690( 2.8)   | 1,715( 1.7)   | 2,249( 2.2)   | 6,167( 6.3)   | 6,292( 6.6)   | 9,225( 7.0)   | 577( 0.3)     |
|    | 寄付金     | 450( 0.8)     | —             | —             | —             | —             | —             | 2,500( 1.3)   |
|    | 補助金     | —             | —             | 775( 0.8)     | 1,676( 1.7)   | 919( 1.0)     | 1,093( 0.8)   | 1,278( 0.6)   |
|    | 特別会計補足費 | △ 2,808( 4.7) | △ 2,850( 2.9) | △ 4,402( 4.4) | △ 4,446( 4.5) | △ 4,497( 4.7) | △ 207( 0.2)   | —             |
|    | 救助費     | 7( 0.0)       | —             | —             | 2( 0.0)       | 23( 0.0)      | 73( 0.1)      | 67( 0.0)      |
|    | 水道費     | —             | —             | —             | 203( 0.2)     | 97( 0.1)      | 70( 0.1)      | 73( 0.0)      |
|    | 基本財産造成費 | —             | —             | —             | —             | —             | 744( 0.6)     | 935( 0.5)     |
|    | 積立金     | △ 500( 0.8)   | △ 700( 0.7)   | △ 680( 0.7)   | △ 800( 0.8)   | △ 999( 1.0)   | △ 840( 0.6)   | —             |
|    |         | —             | —             | —             | —             | 500( 0.5)     | 4,373( 3.3)   | 1,310( 0.7)   |
|    | その他     | 1,718( 2.9)   | —             | —             | 817( 0.8)     | —             | 1,817( 1.4)   | —             |
|    | 繰入金戻入   | △ 2,685( 4.5) | △ 1,995( 2.0) | △ 2,222( 2.2) | —             | —             | △ 3,529( 2.7) | —             |

村が成立したあと、財政規模はそれほど変化していないと思われる。ただし、1897年に製鐵所の立地が決定してから、財政規模は次第に拡大している。

歳出は役所費が40%台から30%台、諸税・負担が20%台から10%台であった。この時期、教育費は10%台後半から20%台前半に過ぎなかった。

### ②1900-05年度

1900年度の歳入は3万4000円を記録し、前年度の4.2倍と急激に増大している。町税も前年度の1.8倍になっているが、歳入に対する割合は41.2%に急落する。一方、町債が急増し、50%を超える年度もみられる。

歳出は1900年度から01年度にかけて、教育費の割合が急増し、40%を超えた。そのあと、1902年度から公債費が急増して30%を上回り、04年度は70%に達している。つまり、1900年度から教育費が急増して、財政は窮迫していた。

### ③1906-16年度

この時期、歳入は7万6000円から24万円までと幅はあるが、総じて拡大している。歳入は町税を中心とし、雑収入や繰越金が高い割合を占める年度もあった。町税は歳入の70%台から40%台で推移している。雑収入のほとんどは、製鐵所から払い下げられた微粉炭の収入であった<sup>23</sup>。

歳出はまず教育費が50%台から30%台を占めるようになっている。次は役所費であり、20%前後であった。なお、土木費および衛生費をみると、どちらも増大しているが、数%に止まっている。

八幡の歳入における根本的な問題点は、製鐵所は官営企業のため、課税されなかったことである。民間企業であれば、営業税や所得税など国税の付加税を課すことが可能であった。さらに、八幡の土地面積に占める製鐵所の用地面積は大きかった。そこで八幡の比較対象として横須賀を取り上げ、検討しておきたい。戦前の横須賀は、海軍鎮守府と海軍工廠を併設している軍港都市といつてよい。1949（昭和24）年の調査によると、軍用地面積262万坪と軍施設建物面積68万坪の合計330万坪は、横須賀市域面積の8%を示している。一方、八幡の場合、1917年の製鐵所用地91万坪は、八幡市域面積の32.8%を占めていた<sup>24</sup>。両者の調査年は30年くらい異なっているので、比較する場合は、慎重に検討する必要があるだろう。としても、製鐵所用地の市域に対する割合は、相対的に大

表9 八幡町の町税の構成

(単位:円)

| 年度   | 計      | 国税        |            |            |            |              | 県税         |            |       | 特別税    |       |  |
|------|--------|-----------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|-------|--------|-------|--|
|      |        | 地租<br>付加税 | 営業税<br>付加税 | 所得税<br>付加税 | 鉱業税<br>付加税 | 売薬営業<br>税付加税 | 営業税<br>付加税 | 雑種税<br>付加税 | 反別割   | 家屋税    | 戸別割   |  |
| 1906 | 36,918 | 550       | 1,050      | 1,439      | —          | —            | 7,736      | —          | 2,565 | 22,180 | 1,398 |  |
| 1907 | 46,798 | —         | 1,254      | 1,623      | —          | —            | 12,156     | —          | 2,194 | 28,215 | 1,356 |  |
| 1908 | 42,723 | 816       | 1,967      | 2,085      | —          | —            | 10,857     | —          | —     | 25,786 | 1,212 |  |
| 1909 | 50,866 | 812       | 2,147      | 2,166      | —          | —            | 14,430     | —          | —     | 29,649 | 1,662 |  |
| 1910 | 52,645 | 741       | 2,419      | 2,141      | —          | —            | 15,016     | —          | —     | 30,638 | 1,690 |  |
| 1911 | 59,140 | 915       | 2,025      | 2,495      | 1          | —            | 16,444     | —          | —     | 35,165 | 2,095 |  |
| 1912 | 65,551 | 877       | 2,236      | 2,941      | 2          | —            | 16,877     | —          | —     | 40,557 | 2,061 |  |
| 1913 | 64,760 | —         | 2,752      | 2,777      | 1          | 5            | 7,398      | 11,170     | 5,025 | 33,805 | 1,827 |  |
| 1914 | 71,891 | —         | 3,094      | 2,478      | 1          | 6            | 7,727      | 13,728     | 6,370 | 36,593 | 1,894 |  |
| 1915 | 81,126 | —         | 2,973      | 5,115      | —          | 6            | 8,900      | 16,344     | 6,775 | 39,096 | 1,917 |  |

出典：総務部地方課『大正6年度市制町制施行』①（福岡共同公文書館所蔵）より作成。

表10 福岡県都市の市町税予算の内訳（1916年度）

(単位：円、%)

| 市町名  | 市町税額    | 国税         |              |              |            | 県税           |              | 特別税          |
|------|---------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
|      |         | 地租付加税      | 営業税付加税       | 所得税付加税       | その他        | 営業税及び雑種税付加税  | 戸数割付加税       | 特別税          |
| 福岡市  | 267,588 | 7,892(2.9) | 27,600(10.3) | 37,500(14.0) | 396(0.1)   | 95,480(35.7) | 98,720(36.9) | —            |
| 久留米市 | 93,611  | 2,312(2.5) | 6,141( 6.6)  | 6,858( 7.3)  | 10(0.0)    | 33,650(35.9) | 44,640(47.7) | —            |
| 門司市  | 210,753 | —          | 13,369( 6.3) | 37,867(18.0) | —          | 51,492(24.4) | 82,368(39.1) | 25,657(12.2) |
| 小倉市  | 79,265  | 1,478(1.9) | 5,334( 6.7)  | 9,875(12.5)  | 5(0.0)     | 24,173(30.5) | 38,400(48.4) | —            |
| 若松市  | 111,919 | 1,772(1.6) | 7,500( 6.7)  | 11,550(10.3) | 1,006(0.9) | 30,104(26.9) | 57,897(51.7) | 2,090( 1.9)  |
| 八幡町  | 82,587  | 877(1.1)   | 3,000( 3.6)  | 3,750( 4.5)  | 6(0.0)     | 26,394(32.0) | —            | 48,560(58.8) |
| 大牟田町 | 89,653  | 1,540(1.7) | 3,750( 4.2)  | 11,700(13.1) | 2,105(2.3) | 14,625(16.3) | 55,933(62.4) | —            |

出典：前掲『大正6年度市制町制施行』①より作成。

注：(1) 門司市の特別税は、土地建物所有権移転税2,954円、反別割18,777円、棧橋税3,926円の合計。

(2) 若松市の特別税は、家屋税360円、反別割1,730円の合計。

(3) 八幡町の特別税は、戸別割1,760円、家屋税46,800円の合計。

きかったと考えられる。このように、製鐵所は非課税のうえ、市域における製鐵所用地の割合は高かった。このことは、八幡の歳入構造に強く影響したであろう<sup>25</sup>。

## 第二節 歳入の構造—町税

表9は、1906（明治39）年度から15（大正4）年度における町税の内訳である。1913年度から町税の税種は変化している。そこで、1906年度から12年度まで、そして13年度から15年度までに大別して分析する。

前者は家屋税が60%前後、県税営業税付加税が20%台を示し、両者合わせて80%台後半を占めている。後者は1913年度から県税雑種税付加税および反別割が導入されて、それぞれ20%前後、8%前後を示している。一方、家屋税は50%前後、県税営業税付加税は11%前後へ低下した。ただし、国税・県税・特別税（町独自の税種）の三分類でみると、町税は特別税60%台、県税付加税20%台後半で構成されている。国税付加税は、10%前後に過ぎなかった。このように、税種は変化しても、特別税と県税を合わせて約90%になる町税の基本的な構造は変わっていない。そうしたなかで、家屋税の比重が極めて大きいのがわかる。

八幡町は、1903年度より戸数割付加税を廃止して、家屋税を新設している<sup>26</sup>。戸数割は居住者に賦課するため、その課税標準などの調査に手間と費用をかける必要があった。しかし、八幡は居住者の出入りが激しく、調査は困難を極めた。さらに滞納が相次ぎ、その処分に労力を要している。家屋税は家屋所有者（家主）を対象とするので、税収は安定する。その反面、多くの労働者は間借や下宿であり、家屋税を賦課されない。つまり、家屋税をまったく支払わない多くの住民が、存在することになる。

そこで、八幡町は家屋税の導入とともに、戸別割と反別割の特別税を設けている<sup>27</sup>。戸別割は家屋税を賦課しない家屋の居住者を対象とし、製鐵所官舎、官公舎、寺社などに課した。反別割は、地目の変更が激しいので、負担のバランスをとるために課している。さらに反別割は、町債完済を目的に、1903年度から09年度までの計画になっていた。

表10は、福岡県内の市町を対象に、1916年度予算における市町税を比較している。どの都市も県

税付加税の割合が高く、60%台から80%台を示している。また福岡市と久留米市は、国税付加税が20%を超えていた。特別税を設けているのは、八幡町以外は門司市と若松市だけであり、その割合も高くはなかった。それに対し、八幡町は特別税が58.8%を占め、なかでも家屋税が56.7%を占めていた。県税付加税は32%と低く、国税付加税は9%にも達していない。

表11は、表10と同じ市町において、市町税の1戸

表11 福岡県都市の市町税予算1戸負担額の比較（1916年度）

(単位:円、戸、円)

| 市町名  | 市町税額    | 戸数     | 1戸負担額 |
|------|---------|--------|-------|
| 福岡市  | 267,588 | 14,667 | 18.2  |
| 久留米市 | 93,611  | 7,442  | 12.6  |
| 門司市  | 210,753 | 13,466 | 15.7  |
| 小倉市  | 79,265  | 5,371  | 14.8  |
| 若松市  | 111,919 | 6,433  | 17.4  |
| 八幡町  | 86,782  | 14,822 | 5.9   |
| 大牟田町 | 89,653  | 8,800  | 10.2  |

出典：前掲『大正6年度市制町制施行』①より作成。

表12 八幡町の所得税納税（1916年度）

(単位:円)

| 納税者<br>納税区分   | 製鉄所従業員    |       |     |       | その他町民 |        | 総計    |        |
|---------------|-----------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|--------|
|               | 職員（判任官以上） |       | 職工  |       | 人数    | 金額     | 人数    | 金額     |
|               | 人数        | 金額    | 人数  | 金額    |       |        |       |        |
| 5円未満          | —         | —     | 10  | 30    | 108   | 262    | 118   | 292    |
| 5円以上-10円未満    | 19        | 143   | 201 | 1,532 | 460   | 3,329  | 680   | 5,004  |
| 10円以上-20円未満   | 70        | 1,033 | 98  | 1,191 | 337   | 4,549  | 505   | 6,775  |
| 20円以上-30円未満   | 34        | 848   | 3   | 63    | 78    | 1,888  | 115   | 2,800  |
| 30円以上-40円未満   | 3         | 109   | —   | —     | 50    | 1,701  | 53    | 1,810  |
| 40円以上-50円未満   | 7         | 308   | —   | —     | 28    | 1,240  | 35    | 1,549  |
| 50円以上-100円未満  | 15        | 1,061 | —   | —     | 31    | 2,112  | 46    | 3,173  |
| 100円以上-200円未満 | 5         | 651   | —   | —     | 11    | 1,416  | 16    | 2,068  |
| 200円以上-500円未満 | 1         | 243   | —   | —     | 4     | 1,402  | 5     | 1,645  |
| 500円以上        | —         | —     | —   | —     | 2     | 1,473  | 2     | 1,473  |
| 計             | 154       | 4,399 | 312 | 2,817 | 1,109 | 19,376 | 1,575 | 26,594 |

出典：総務部地方課『大正6年度市制町制施行』②（福岡共同公文書館所蔵）より作成。

注：金額は、銭以下を切り捨てて記した。

負担額を比較している。他の市町はすべて10円を上回っているが、八幡町は5.9円で最下位になっている。それも若松市の3分の1、戸畑町の2分の1であった。八幡町は、担税能力の低い住民から構成されているといつてよい。

最後に、製鉄所の職員と職工の納税について説明しておきたい。表12は、1916年度における八幡町住民の所得税納税を表している。八幡町の人口は7万8090人に対し、所得税の納税者は1575人であり、わずか2%であった。その納税者のうち、製鉄所従業員の割合は29.6%になっている。さらに、製鉄所職員における納税者の割合は12.7%、同様に製鉄所職工における納税者の割合は2.4%であった。また職工の納税額は、すべて30円未満と少額であった。なお、製鉄所は職工官舎に納税組合を組織し、職工を強制的に加入させて、納税させている<sup>28</sup>。先に述べたとおり、製鉄所は官営のため課税されなかったが、従業員は少数であるが、所得税を負担していた。

### 第三節 歳出の構造—教育費

1900（明治33）年度以降において、歳出の最大項目は教育費であった。1900年の小学校令改正により、尋常小学校4年間の義務教育は無償となり、市町村がその経費を負担することになった。小

表13 八幡町の小学校状況

| 年度   | 学校数 |    |   | 教員数(人) |    |    | 就学者数(人) |     |       |
|------|-----|----|---|--------|----|----|---------|-----|-------|
|      | 尋常  | 高等 | 計 | 尋常     | 高等 | 計  | 尋常      | 高等  | 計     |
| 1905 | 2   | —  | 2 | 16     | —  | 16 | 1,679   | —   | 1,679 |
| 1906 | 2   | —  | 2 | 22     | —  | 22 | 2,074   | —   | 2,074 |
| 1907 | 3   | 1  | 4 | 33     | 15 | 48 | 2,634   | 714 | 3,348 |
| 1908 | 3   | 1  | 4 | 43     | 11 | 54 | 2,589   | 479 | 3,068 |
| 1909 | 4   | 1  | 5 | 50     | 7  | 57 | 3,144   | 351 | 3,495 |
| 1910 | 4   | 1  | 5 | 55     | 10 | 65 | 3,386   | 353 | 3,739 |
| 1911 | 4   | 1  | 5 | 61     | 10 | 71 | 3,499   | 390 | 3,889 |
| 1912 | 5   | 1  | 6 | 74     | 12 | 86 | 3,317   | 476 | 3,793 |
| 1913 | 6   | 1  | 7 | 74     | 15 | 89 | 3,925   | 556 | 4,481 |
| 1914 | 6   | 1  | 7 | 82     | 15 | 97 | 4,816   | 633 | 5,449 |

出典：『大正五年市制施行申請関係事績』（北九州市立文書館所蔵）より作成。

学校令は1907年に再び改正され、義務教育は6年間に伸びている。この小学校令の改正が、教育費急増の大きな要因になっている。

また流入人口にともない、学齢人口は増加している。この事態に対応するため、八幡町は学校数、教員数も増大している。それでも設備は間に合っていない。1916（大正5）年度に八幡尋常小学校で2教室、尾倉尋常小学校および平原尋常小学校で各1教室、計4教室に対する二部授業を行っている。1917年度は予算臨時部で29教室の新築および増築の校舍費を予定していた<sup>29</sup>。

表13は、1905年度から14年度における小学校の学校数、教員数、就学者数の変遷を示している。この9年間で、小学校は2校から7校（3.5倍）、教員は16人から97人（6.1倍）、就学者は1679人から5449人（3.2倍）になっている。この間、教育費は5034円から10万9072円へ23倍になっている。とりわけ、1913年度から14年度の1年間で、尋常小学校と高等小学校の児童が1000人近く増えている。そして尋常小学校の児童だけで、増加人数は1920年度から数年間連続で1000人を超えると予想されていた<sup>30</sup>。

ほかにも、1902年に遠賀郡全町村立八幡高等小学校、11年に八幡実業補習学校、16年に八幡実科高等女学校、17年に八幡高等技芸女学校を創設している<sup>31</sup>。これらの学校の設立、運営も、教育費を増大させていた。（未完、次号へ続く）

## 注

- 1 八幡を「官営企業都市」と位置づけたのは、管見の限り、徳本正彦「官営企業都市における無産運動と国家」（『法政研究』51-3・4、1985年）が最初である。八幡は、その盛衰を国家政策に直接依存する特異な性格をもった都市としている。一方で、その国家政策に対抗する可能性をもった無産運動の拠点にもなっていくといった二重性に力点を置いている。次に清水憲一は、軍港都市史研究による「都市の構造的財政問題」の視点をふまえて、製鐵所は官営企業であるため非課税であることに注目し、八幡が構造的な財政問題をかかえていたことを指摘している（『【補】立地巨大企業が官営であることの意義：官営企業都市論の視点』『「鐵の都」八幡の誕生：八幡製鐵所と地域社会』北九州地域史研究会、2021年）。さらに清水は、製鐵所の用地収用、製鐵所官舎の身分制に、官営企業都市としての特徴を見いだしている。なお、軍港都市における構造的な財政問題を明らかにしたのは、坂根嘉弘「軍港



- 都市と地域社会」(坂根嘉弘編『軍港都市史研究Ⅰ 舞鶴編』清文堂、2010年)である。
- 2 大石嘉一郎・金澤史男「序章 課題と方法」(大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究 地方都市からの再構成』日本経済評論社、2003年)。
  - 3 「刊行の辞」(前掲『軍港都市史研究Ⅰ 舞鶴編』)によると、軍港都市は鎮守府が置かれた横須賀、呉、佐世保、舞鶴の4軍港を中心に、要港部が置かれた大湊、竹敷などの諸地域としている。さらに、4軍港は海軍工廠を併設しているために、地域社会への影響が大きかったと指摘している(坂根前掲論文)。本稿は、この4つの軍港都市を対象としている。なお、軍港都市研究の成果が相次いで出版されている(高村聰史『〈軍港都市〉横須賀 軍隊と共生する街』吉川弘文館、2021年、上杉和央『軍港都市の一五〇年 横須賀・呉・佐世保・舞鶴』吉川弘文館、2021年)。
  - 4 軍港都市の構造的な財政問題は、多岐にわたるが、要点のみ説明しておきたい。それは軍の土地や建物は官有であるため課税できず、その自治体の財政基盤は脆弱にならざるを得ないこと、それにもかかわらず教育費や衛生費などのインフラ整備に支出がかさむことであった。そのため、財政は窮迫し、政府に財政支援を要求することになる。坂根前掲論文を参照。
  - 5 以上、清水前掲論稿を参照。
  - 6 八幡の人口については、土屋敦夫「第2部 工業都市・八幡の都市形成」(『近代における歴史的都市と工業都市の形成の研究』京都大学博士論文(工学)、1993年)に詳しい。
  - 7 現住人口は1920年の国勢調査からであり、それまでは戸籍簿上の人口であった。この間、政府は1898年から1918年まで5年ごとに戸籍簿上の人口調査を全国で行っている。
  - 8 以上、時里奉明「日露戦後における官営製鉄所と地域社会－製鉄所購買会と八幡町商業者の関係を中心に」(『九州史学』第115号、1996年)
  - 9 八幡市史編纂委員会編『八幡市史 続編』1959年、20頁。
  - 10 「板櫃村ノ一部及黒崎町ノ一部合併当時ノ戸口調」(『大正五年市制施行申請関係事績 秘書課』北九州市立文書館所蔵)。合併時点で板櫃村4307人、黒崎町5810人、計1万1177人が八幡町へ移っている。なお、この簿冊は八幡町が市制を施行するに際し、おもに現状を調査した史料群になっている。とりわけ、統計類が豊富で貴重である。
  - 11 以上、水内俊雄「第十三章 福岡県八市の都市開発と都市発展」(『福岡県史 通史編近代 産業経済(二)』2000年)。
  - 12 東京市政調査会編『日本都市年鑑 11』(東京市政調査会、1942年)10頁。
  - 13 前掲『大正五年市制施行申請関係事績 秘書課』に収められている書類のなかで、1916(大正5)年の統計は数も種類も多い。翌年に市制施行をひかえていたためであろう。
  - 14 「第一号 現在戸口調」(総務部地方課『大正6年度市制町制施行』①、福岡共同公文書館所蔵)。なお、これと同名の簿冊がもう1冊ある。この2冊を区別するために、末尾に①、②を付けて表す。
  - 15 「借家戸数調」(総務部地方課『大正6年度市制町制施行』②)。
  - 16 「第二四号 既往十ヶ年間貸家増減比較表」(前掲『大正6年度市制町制施行』①)。
  - 17 以上、「戸別割及家屋税一戸負担調」(前掲『大正6年度市制町制施行』②)。
  - 18 1920年の国勢調査報告の職業分類によると、「公務・自由業」は、官吏・宗教者・教育者・医者・弁護士など、「その他」は日雇いなどの有業者を含んでいる。
  - 19 表1より、従業員1人当たりの鋼材生産量を算出すると、1920年11.6トン、25年26.2トン、30年32.0トンとなる。この10年で2.8倍になっていた。
  - 20 第一次大戦後の慢性的な不況のなか、各製鉄所は1920年代半ばに生産過程の合理化を進めていた(『八幡製鉄所八十年史 資料編』新日本製鐵株式会社八幡製鐵所、1980年、182頁)。製鉄所も経営の効率化、技術の開発を追求している(『八幡製鐵所八十年史 総合編』新日本製鐵株式会社八幡製鐵所、1980年、60-73頁)。

- 21 佐藤昌一郎『官営八幡製鉄所の研究』（八朔社、2003年）136-46頁、『八幡製鉄所五十年誌』（八幡製鉄株式会社八幡製鉄所、1950年）付表。
- 22 以上、『八幡製鉄所八十年史 総合編』（新日本製鉄株式会社八幡製鉄所、1980年）14-20頁、27-29頁。当初、鋼材年間目標生産高は6万トンであったが、のちに9万トンへ変更した。また日露戦争中に470万円の追加予算を投入し、工場の増設・新設を行っている。
- 23 『門司新報』1911年4月3日。1911年度予算編成で、不用品払下代金、すなわち製鉄所払い下げの微粉炭の収入を増やすことを計画している。
- 24 以上、坂根前掲論文。1921年に、海軍工廠を民間企業と仮定して、税収見込額を算出している。これによると、税収見込額は78万円となり、1921年度歳入額110万円の71%に相当するという。
- 25 製鉄所の福利厚生施設である購買会も、軍港の購買所と同じく非課税であったと考えられる。それに加えて、購買会の拡張が続くと、市中の商業活動が不振に陥りやすく、商業者から徴収する税も制約されたであろう。これも構造的な財政問題といえる。
- 26 『門司新報』1903年10月22日。
- 27 同前。表9によると、反別割の徴収は予定より2年早く、1907年度までになっている。
- 28 「製鉄所職工官舎居住納税組合規約」（1907年3月『例規輯覧』、製鉄所文書）。
- 29 「現在及将来教育ノ施設状況」（前掲『大正6年度市制町制施行』②）
- 30 「小学校児童増加見込及将来ノ計画表」（前掲『大正6年度市制町制施行』②）
- 31 『八幡市史』1936年、654-662頁。

（ときさと のりあき：文学部日本語・日本文学科 教授）

